

定款

一般社団法人馬場なすをつなぐ

令和2年3月6日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は一般社団法人 日本馬場なすをつなぐ(以下「当法人」という。)と称し、英文表記は、BABANASU WO TSUNAGU ASSOCIATIONとする。

(目 的)

第2条 当法人は、馬場なす及び馬場なすを使用した加工製品等の品質の保護と生産拡大及びブランド化を図り、馬場なすの社会的地位の確立と国民の食生活の向上に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を日本全国において行う。

1. 馬場なすの歴史・食文化を周知するための教育、研修の主催、運営及び運営協力
2. 馬場なすに関わる人的交流会の主催、運営及び運営協力
3. 馬場なすに関わる各種情報サービスの提供
4. 馬場なすに関する広報活動
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪府貝塚市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- ② 当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(退 社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その社員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(資格の喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
2. 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

3. 解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
6. 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の招集権者)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- ② 社員総会の招集通知は、社員総会の日々の1週間前までに、各社員に対して発しなければならない。

(社員総会の議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- ② 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- ② 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。
- ③ 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印する。

- ② 前項の議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理 事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事は、3名以上とする。

- ② 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 代表理事は、社員総会の決議によって選定する。

(理事の制限)

第21条 それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(理事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(解 任)

第24条 理事の解任は、社員総会の決議によってすることができる。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- ② 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく他の理事に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

③ 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 当法人の剰余金は、これを一切分配しない。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第32条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第33条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第35条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	畠盛人
設立時理事	川崎喜三郎
設立時理事	藤原康男

設立時理事 川端正直
設立時理事 河崎栄治
設立時理事 畠康世

大阪府貝塚市馬場 3 5 番地
設立時代表理事 畠盛人

(設立時社員)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大阪府貝塚市馬場 4 1 6 番地

設立時社員 川崎哲明

大阪府貝塚市馬場 3 0 7 番地 2

設立時社員 川端栄子

(法令の準拠)

第37条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。